

(令和7年2月18日提出)

令和7年2月議会定例会議案  
(令和7年度分)

新 潟 市

## 令和7年2月議会定例会議案（令和7年度分）

### 目 次

議案第 1 号	令和7年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和7年度新潟市国民健康保険事業会計予算	13
議案第 3 号	令和7年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	16
議案第 4 号	令和7年度新潟市と畜場事業会計予算	20
議案第 5 号	令和7年度新潟市土地取得事業会計予算	24
議案第 6 号	令和7年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	28
議案第 7 号	令和7年度新潟市介護保険事業会計予算	31
議案第 8 号	令和7年度新潟市公債管理事業会計予算	34
議案第 9 号	令和7年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	37
議案第10号	令和7年度新潟市下水道事業会計予算	40
議案第11号	令和7年度新潟市水道事業会計予算	48
議案第12号	令和7年度新潟市病院事業会計予算	55
議案第13号	新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	60
議案第14号	新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	74
議案第15号	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部改正について	75
議案第16号	新潟市給与条例等の一部改正について	76
議案第17号	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	80
議案第18号	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正について	81
議案第19号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正について	83

議案第 2 0 号	新潟市旅費条例の一部改正について	8 5
議案第 2 1 号	新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について	8 7
議案第 2 2 号	新潟市音楽文化会館条例の一部改正について	8 9
議案第 2 3 号	新潟市市民活動支援センター条例の一部改正について	9 1
議案第 2 4 号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	9 3
議案第 2 5 号	新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	9 4
議案第 2 6 号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	9 8
議案第 2 7 号	新潟市旅館業法施行条例及び新潟市公衆浴場法施行条例の一部改正について	1 0 0
議案第 2 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 0 1
議案第 2 9 号	新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部改正について	1 0 6
議案第 3 0 号	新潟市漁港管理条例及び新潟市風致地区条例の一部改正について	1 0 7
議案第 3 1 号	新潟市水道法施行条例の一部改正について	1 1 0
議案第 3 2 号	新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について	1 1 4
議案第 3 3 号	市道路線の認定及び廃止について	1 1 6
議案第 3 4 号	教育委員会委員の選任について	1 3 5
議案第 3 5 号	農業委員会委員の選任について	1 3 6
議案第 3 6 号	土地利用審査会委員の選任について	1 3 8
議案第 3 7 号	包括外部監査契約の締結について	1 3 9

議案第1号

**令和7年度新潟市一般会計予算**

令和7年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ426,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		139,815,803
	1 市民税	68,072,150
	2 固定資産税	50,765,361
	3 軽自動車税	2,665,181
	4 市たばこ税	5,174,192
	5 鉱産税	86,370
	6 入湯税	29,911
	7 事業所税	4,706,997
	8 都市計画税	8,315,641
2 地方譲与税		3,220,632
	1 地方揮発油譲与税	1,157,334
	2 自動車重量譲与税	1,846,575
	3 特別とん譲与税	38,597
	4 航空機燃料譲与税	23,944
	5 石油ガス譲与税	43,182
	6 森林環境譲与税	111,000
3 利子割交付金		32,833
	1 利子割交付金	32,833
4 配当割交付金		691,817
	1 配当割交付金	691,817
5 株式等譲渡所得割交付金		612,293
	1 株式等譲渡所得割交付金	612,293
6 分離課税所得割交付金		114,742

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	114,742
7 法人事業税交付金		1,970,765
	1 法人事業税交付金	1,970,765
8 地方消費税交付金		21,654,380
	1 地方消費税交付金	21,654,380
9 ゴルフ場利用税交付金		19,168
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,168
10 環境性能割交付金		621,335
	1 環境性能割交付金	621,335
11 軽油引取税交付金		4,936,658
	1 軽油引取税交付金	4,936,658
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		7,811
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	7,811
13 地方特例交付金		1,085,000
	1 地方特例交付金	1,050,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	35,000
14 地方交付税		84,914,000
	1 地方交付税	84,914,000
15 交通安全対策特別交付金		224,711
	1 交通安全対策特別交付金	224,711
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,274
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,274
17 分担金及び負担金		681,720
	1 分担金	156,656
	2 負担金	525,064
18 使用料及び手数料		7,634,316

款	項	金額
	1 使用料	5,081,667
	2 手数料	2,552,649
19 国庫支出金		79,681,156
	1 国庫負担金	59,771,708
	2 国庫補助金	19,588,263
	3 委託金	321,185
20 県支出金		23,281,663
	1 県負担金	15,310,921
	2 県補助金	5,932,731
	3 委託金	2,008,011
	4 県貸付金	30,000
21 財産収入		5,168,803
	1 財産運用収入	227,908
	2 財産売払収入	4,940,895
22 寄附金		1,836,000
	1 寄附金	1,836,000
23 繰入金		410,913
	1 他会計繰入金	320,754
	2 基金繰入金	90,159
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		15,590,906
	1 延滞金・加算金及び過料	193,274
	2 貸付金元利収入	12,578,215
	3 受託事業収入	95,796
	4 収益事業収入	1,244,037

款	項	金 額
	5 雜入	1,479,584
26 市債		32,432,300
	1 市債	32,432,300
歲	入	合 計
		426,700,000



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,027,329
	1 議会費	1,027,329
2 総務費		47,157,392
	1 総務管理費	42,086,184
	2 徴税費	2,906,790
	3 戸籍住民基本台帳費	984,694
	4 選挙費	408,321
	5 統計調査費	474,793
	6 人事委員会費	117,468
	7 監査委員費	179,142
3 民生費		141,677,540
	1 社会福祉費	13,255,503
	2 児童福祉費	53,449,648
	3 障がい福祉費	27,353,019
	4 生活保護費	17,909,779
	5 老人福祉費	27,843,794
	6 国民年金費	36,606
	7 災害救助費	1,829,191
4 衛生費		30,711,801
	1 保健衛生費	17,933,707
	2 清掃費	12,778,094
5 労働費		683,965
	1 労働諸費	683,965

款	項	金額
6 農林水産業費		6,002,327
	1 農業費	2,784,726
	2 農地費	2,815,108
	3 水産業費	402,493
7 商工費		11,400,754
	1 商業費	9,171,301
	2 工業費	2,229,453
8 土木費		60,849,233
	1 土木管理費	817
	2 道路橋りょう費	26,662,665
	3 港湾空港費	479,252
	4 都市計画費	24,310,474
	5 公園緑地費	2,827,458
	6 都市排水応急対策費	673,218
	7 建築費	4,213,015
	8 住宅費	1,682,334
9 消防費		11,315,498
	1 消防費	11,315,498
10 教育費		60,523,589
	1 教育総務費	6,969,752
	2 小学校費	24,825,582
	3 中学校費	14,775,305
	4 高等学校費	1,390,421
	5 幼稚園費	367,131
	6 特別支援学校費	1,603,755
	7 生涯学習費	2,950,946

款	項	金額
	8 保健給食費	7,640,697
11 災害復旧費		1,938,170
	1 公共土木施設災害復旧費	1,650,000
	2 その他施設災害復旧費	288,170
12 公債費		48,514,563
	1 公債費	48,514,563
13 諸支出金		4,797,839
	1 普通財産取得費	100,000
	2 開発公社費	4,697,839
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	426,700,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	通学車両整備事業	33,602

### 第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市役所旧分館解体事業	令和 8年度	210,600
西蒲区役所新庁舎整備事業	令和 8年度	60,100
水がつなぐ各地域の歴史・文化の魅力発信事業	令和 8年度	4,500
市民税関係帳票等作成事業	令和 8年度から 令和12年度まで	229,000
固定資産税関係帳票等作成事業	令和 8年度から 令和11年度まで	134,000
市民税オンラインシステム経費	令和 8年度から 令和12年度まで	120,000
地方税電子申告システム経費	令和 8年度から 令和12年度まで	74,800
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償（令和7年度）	資金を貸付けた日から約定償還期限到来後2年を経過した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元金（遅延利子を含む。以下同じ。）が回収されなかった場合に当該未回収の元金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新潟太陽福祉会障がい児入所施設建設資金償還金	令和 8年度から 令和36年度まで	185,234
食肉衛生検査所検査用機器更新・保守事業	令和 8年度から 令和13年度まで	19,800
巻斎場整備事業	令和 8年度	880,800
新亀田清掃センター整備・運営事業	令和 8年度から 令和31年度まで	72,900,000
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償（令和7年度）	令和 7年度から 令和24年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
保安林等保護管理事業	令和 8年度	7,000
地域環境保全林整備事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	令和 7年度から 令和 9年度まで	230,000
土地改良施設突発事故復旧事業資金償還金（亀田郷地区）	令和 8年度から 令和23年度まで	949
一般国道402号獅子ヶ鼻大橋架替事業（令和7年度）	令和 8年度	275,000
都市計画道路鳥屋野潟南部東西線等整備事業（令和7年度）	令和 8年度から 令和 9年度まで	1,020,000
都市計画道路新町・大久保線事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	令和 7年度から 令和 9年度まで	75,800
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	令和 7年度から 令和 9年度まで	153,400

事 項	期 間	限 度 額
道路橋りょう維持補修事業（令和7年度）	令和8年度	200,000
新潟駅西線道路整備事業用地取得及び損失補償契約	令和8年度	800,000
第54回全国消防救助技術大会等開催事業	令和8年度	11,400
消防車両整備事業（令和7年度）	令和8年度	161,000
南消防署大規模改修事業	令和8年度	516,000
図書館情報システム再構築事業	令和8年度	148,000
坂井輪中学校改築事業	令和8年度	162,000
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（令和7年度）	令和7年度から令和17年度まで	元金1,069,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）（令和7年度）	令和7年度から令和17年度まで	元金129,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和7年度から令和8年度まで	新潟市土地開発公社が令和7年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額4,700,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

## 第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	451,000	普通	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
防災設備整備事業費	40,600	貸借	(ただし、利率見直し	
コミュニティ施設整備事業費	76,000	又は	方式で借り入れる場合	
文化施設整備事業費	2,510,300	債券	で、政府資金及び地方	
体育施設整備事業費	104,700	発行	公共団体金融機構資金	
保育所整備事業費	111,900	(他	について利率の見直し	
ひまわりクラブ整備事業費	5,900	の地	を行った後においては	
水道事業出資金	168,000	方公	、当該見直し後の利率	
斎場整備事業費	527,100	共団)		
環境保全施設整備事業費	2,200	体と		
分煙施設整備事業費	14,000	の共		
ごみ処理施設整備事業費	1,838,500	同発		
農道整備事業費	12,900	行を		
県営土地改良事業費負担金	243,200	含む		
団体営土地改良事業費	97,600	。)		
漁港整備事業費	123,000			
観光施設整備事業費	29,400			
商工施設整備事業費	7,000			
道路橋りょう整備事業費	14,957,100			
急傾斜地整備事業費	10,000			
新潟空港整備事業費負担金	149,400			
都市計画施設整備事業費	403,000			
雨水排水対策事業費	430,000			
街路事業費	2,191,400			
公園緑地整備事業費	593,500			
都市排水応急対策事業費	99,900			
公共建築物保全適正化推進事業費	3,441,900			
公営住宅整備事業費	425,300			
消防施設整備事業費	1,053,200			
小学校整備事業費	187,400			
中学校整備事業費	155,000			
高等学校整備事業費	3,100			
幼稚園整備事業費	1,200			
特別支援学校整備事業費	20,300			
給食施設整備事業費	139,500			
公共土木施設災害復旧事業費	1,650,000			
その他施設災害復旧事業費	157,800			

議案第 2 号

**令和 7 年度新潟市国民健康保険事業会計予算**

令和 7 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 9, 4 4 8, 3 0 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		11,984,680
	1 国民健康保険料	11,984,680
2 国民健康保険税		1,956
	1 国民健康保険税	1,956
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		1,043
	1 国庫補助金	1,043
5 県支出金		50,832,726
	1 県補助金	50,832,726
6 財産収入		3,772
	1 財産運用収入	3,772
7 繰入金		6,521,401
	1 他会計繰入金	6,078,887
	2 基金繰入金	442,514
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		102,721
	1 延滞金・加算金及び過料	49,000
	2 雑入	53,721
歳 入	合 計	69,448,301

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,505,144
	1 総務管理費	1,502,574
	2 徴収費	1,139
	3 運営協議会費	1,431
2 保険給付費		50,275,736
	1 療養諸費	43,370,872
	2 高額療養費	6,740,865
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	107,048
	5 葬祭諸費	56,950
3 国民健康保険事業費納付金		16,954,603
	1 医療給付費分	11,287,927
	2 後期高齢者支援金等分	4,306,115
	3 介護納付金分	1,360,561
4 保健事業費		629,046
	1 保健事業費	65,354
	2 特定健康診査等事業費	563,692
5 基金積立金		3,772
	1 基金積立金	3,772
6 諸支出金		80,000
	1 償還金及び還付加算金	80,000
歳 出	合 計	69,448,301

議案第 3 号

**令和 7 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算**

令和 7 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 1 8, 1 4 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		427,849
	1 使用料	427,848
	2 手数料	1
2 財産収入		123,160
	1 財産運用収入	123,160
3 繰入金		359,026
	1 他会計繰入金	234,226
	2 基金繰入金	124,800
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		151,712
	1 雑入	151,712
6 市債		56,400
	1 市債	56,400
歳 入	合 計	1,118,148

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		628,172
	1 市場費	628,172
2 公債費		291,091
	1 公債費	291,091
3 基金積立金		198,585
	1 基金積立金	198,585
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1,118,148

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	56,400	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第4号

**令和7年度新潟市と畜場事業会計予算**

令和7年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ531,234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		123,606
	1 使用料	123,606
2 財産収入		1,079
	1 財産運用収入	1,079
3 繰入金		70,548
	1 他会計繰入金	70,548
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		80,000
	1 雑入	80,000
6 市債		256,000
	1 市債	256,000
歳 入	合 計	531,234



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		469,943
	1 と畜場費	469,943
2 公債費		61,191
	1 公債費	61,191
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	531,234

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業費	256,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

**令和 7 年度新潟市土地取得事業会計予算**

令和 7 年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 8 1, 9 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		401,746
	1 財産売払収入	401,746
2 市債		680,200
	1 市債	680,200
歳 入	合 計	1,081,946

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 土地取得事業費		680,200
	1 事業費	680,200
2 公債費		401,746
	1 公債費	401,746
歳 出	合 計	1,081,946

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	680,200	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 6 号

**令和 7 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算**

令和 7 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 8 9, 3 1 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		12,552
	1 他会計繰入金	12,552
2 繰越金		234,823
	1 繰越金	234,823
3 諸収入		341,943
	1 貸付金元利収入	337,957
	2 雑入	3,986
歳 入	合 計	589,318



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		467,360
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	467,360
2 公債費		121,958
	1 公債費	121,958
歳 出	合 計	589,318

議案第7号

**令和7年度新潟市介護保険事業会計予算**

令和7年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,306,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		18,103,287
	1 介護保険料	18,103,287
2 使用料及び手数料		8,110
	1 手数料	8,110
3 国庫支出金		20,011,260
	1 国庫負担金	14,764,839
	2 国庫補助金	5,246,421
4 県支出金		12,347,634
	1 県負担金	11,924,462
	2 県補助金	423,172
5 支払基金交付金		22,888,019
	1 支払基金交付金	22,888,019
6 財産収入		960
	1 財産運用収入	960
7 繰入金		13,947,104
	1 一般会計繰入金	12,994,235
	2 基金繰入金	952,869
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		544
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	543
歳 入	合 計	87,306,919

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,808,242
	1 総務管理費	1,107,252
	2 徴収費	173,063
	3 介護認定調査・審査会費	527,927
2 保険給付費		82,120,931
	1 介護サービス等諸費	74,771,742
	2 介護予防サービス等諸費	2,350,487
	3 その他諸費	57,329
	4 高額介護サービス等費	1,992,216
	5 高額医療合算介護サービス等費	233,713
	6 特定入所者介護サービス等費	2,715,444
3 地域支援事業費		3,110,444
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,553,549
	2 一般介護予防事業費	39,050
	3 包括的支援事業・任意事業費	509,320
	4 その他諸費	8,525
4 基金積立金		960
	1 基金積立金	960
5 諸支出金		266,342
	1 繰出金	266,342
歳 出	合 計	87,306,919

議案第 8 号

**令和 7 年度新潟市公債管理事業会計予算**

令和 7 年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 80,062,601 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		72,266
	1 財産運用収入	72,266
2 繰入金		56,622,735
	1 他会計繰入金	48,512,563
	2 基金繰入金	8,110,172
3 市債		23,367,600
	1 市債	23,367,600
歳 入	合 計	80,062,601

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		80,062,601
	1 公債費	80,062,601
歳 出	合 計	80,062,601

議案第9号

**令和7年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算**

令和7年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,037,642千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		9,154,854
	1 後期高齢者医療保険料	9,154,854
2 国庫支出金		356
	1 国庫補助金	356
3 繰入金		2,594,932
	1 他会計繰入金	2,594,932
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		287,499
	1 延滞金・加算金及び過料	897
	2 償還金及び還付加算金	23,373
	3 受託事業収入	247,326
	4 雑入	15,903
歳 入	合 計	12,037,642

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		169,164
	1 総務管理費	169,164
2 後期高齢者医療広域連合納付金		11,436,700
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	11,436,700
3 保健事業費		408,404
	1 健康保持増進事業費	408,404
4 諸支出金		23,374
	1 償還金及び還付加算金	23,374
歳 出	合 計	12,037,642

議案第10号

**令和7年度新潟市下水道事業会計予算**

(総則)

第1条 令和7年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 313,000世帯

(2) 年間有収水量 68,949,000<sup>m</sup><sup>3</sup>

1日平均有収水量 188,900<sup>m</sup><sup>3</sup>

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 20,272,530千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息3,720,431千円の財源に充てるため、企業債48,200千円を、特別損失中災害復旧費232,500千円の財源に充てるため、企業債223,800千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,578,971
第1項 営業収益	22,462,319
第2項 営業外収益	10,107,985
第3項 特別利益	8,667

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	31,673,585
第1項 営業費用	27,718,301
第2項 営業外費用	3,720,431
第3項 特別損失	234,353
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,482,806千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額591,647千円、当年度損益勘定留保資金等12,891,159千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	30,516,413
第1項 企業債	21,175,800
第2項 国県補助金	6,055,719
第3項 他会計補助金	3,245,422
第4項 負担金	39,472

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	43,999,219
第1項 建設改良費	22,013,242
第2項 企業債償還金	21,985,977

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野排水区 雨水バイパス管3～5下水道工事	令和8年度から 令和9年度まで	812,000
鳥屋野排水区 雨水バイパス管1-1下水道工事	令和8年度から 令和9年度まで	828,000
鳥屋野排水区 雨水バイパス管8下水道工事	令和8年度から 令和9年度まで	1,555,000
松浜第2排水区 松浜雨水3号幹線下水道工事	令和8年度	445,000
新潟市中央区他 下水道管路施設維持管理業務委託(修繕)	令和8年度から 令和9年度まで	90,000
新潟市中央区他 下水道管路施設維持管理業務委託 (維持管理)	令和8年度から 令和9年度まで	195,000
下所島ポンプ場受変電設備工事	令和8年度	240,000
下山ポンプ場 No.3雨水ポンプ原動機整備工事	令和8年度	220,000
下所島ポンプ場 No.3汚水ポンプ設備工事	令和8年度から 令和9年度まで	180,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下所島ポンプ場 自家発電設備整備工事	令和8年度	150,000
松浜雨水ポンプ場 調整池機械設備工事	令和8年度	200,000
松浜雨水ポンプ場 調整池電気設備工事	令和8年度	120,000
松浜雨水ポンプ場 吐口工実施設計業務委託	令和8年度	25,000
松浜ポンプ場 No.1雨水ポンプ設備更新工事	令和8年度	100,000
松浜ポンプ場 No.1雨水ポンプ電気設備更新工事	令和8年度	50,000
松浜ポンプ場屋根改修工事	令和8年度	50,000
坂井輪ポンプ場 No.2～5汚水ポンプ設備工事	令和8年度から 令和10年度まで	2,500,000
坂井輪ポンプ場 No.2～5汚水ポンプ電気設備工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,600,000
真木野ポンプ場 No.3雨水ポンプ原動機コントローラ 取替工事	令和8年度	150,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
山の下排水区 浸水対策ポンプ電気設備工事	令和8年度から 令和9年度まで	250,000
小新ポンプ場 No.1～3ガスタービン 制御ユニット盤更新工事	令和8年度	400,000
中部下水処理場 水処理監視設備更新工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,640,000
中部下水処理場 洗砂施設受変電設備工事	令和8年度から 令和9年度まで	300,000
中部下水処理場 No.3脱水機設備更新工事	令和8年度から 令和9年度まで	1,200,000
白根中央浄化センター 直流電源装置更新工事	令和8年度から 令和9年度まで	200,000
公共下水道建設改良事業	令和8年度	1,500,000
公共下水道建設改良事業(災害復旧)	令和8年度	3,875,000
公共下水道維持管理事業	令和8年度	100,000



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	21,447,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,465,252千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,179,442千円である。

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

**令和 7 年度新潟市水道事業会計予算**

(総則)

第 1 条 令和 7 年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |             |                                  |
|-----|-------------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数        | 3 4 1, 0 0 0 戸                   |
| (2) | 年間総配水量      | 9 2, 7 8 0, 0 0 0 m <sup>3</sup> |
|     | 1 日平均配水量    | 2 5 4, 0 0 0 m <sup>3</sup>      |
| (3) | 主要な建設改良事業   |                                  |
|     | 基幹管路更新事業    | 3, 0 0 5, 2 0 0 千円               |
|     | 基幹管路整備事業    | 8 6, 9 0 0 千円                    |
|     | 配水支管更新事業    | 2, 2 2 3, 3 2 0 千円               |
|     | 巻浄水場施設整備事業  | 6, 6 0 0 千円                      |
|     | 竹尾配水場施設整備事業 | 5, 5 0 0 千円                      |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	20,958,732
第1項 営業収益	19,517,462
第2項 営業外収益	1,431,911
第3項 特別利益	9,359

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	18,577,090
第1項 営業費用	17,380,947
第2項 営業外費用	1,029,937
第3項 特別損失	161,206
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,946,385千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額639,596千円、当年度損益勘定留保資金5,910,265千円及び建設改良積立金396,524千円で補填するものとする。)

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	4,923,104
第1項 企業債	3,479,000
第2項 国庫補助金	451,089
第3項 出資金	168,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	76,764
第6項 補償金	748,250

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	11,869,489
第1項 建設改良費	8,435,517
第2項 企業債償還金	3,403,692
第3項 国庫補助金返還金	30,280

(継続費)

第5条 阿賀野川取水塔水管橋補修事業、巻浄水場施設整備事業及び竹尾配水場施設整備事業に係る継続費について、その総額及び年割額を次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業 費	1 営業 費用	阿賀野川取水塔 水管橋補修事業	1,730,520	令和7年度	67,320
				令和8年度	847,440
				令和9年度	402,600
				令和10年度	413,160
1 資 本 的 支 出	1 建 設	巻浄水場施設 整備事業	3,797,200	令和7年度	6,600
				令和8年度	1,936,000
				令和9年度	1,241,900
				令和10年度	612,700
	改 良 費	竹尾配水場施設 整備事業	4,969,800	令和7年度	5,500
				令和8年度	1,116,500
				令和9年度	2,294,600
				令和10年度	1,553,200

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道管路施設情報GISシステム更新業務	令和8年度から 令和10年度まで	91,000
料金システム機器更新業務	令和8年度	176,000
中部エリア浄配水施設整備基本設計業務	令和8年度	91,000
阿賀野川浄水場施設整備実施設計業務	令和8年度	99,000
送水管更新実施設計業務	令和8年度	80,000
取水・浄水・配水施設修理工事	令和8年度	805,000
浄水・配水施設整備工事	令和8年度	425,000
阿賀用水路止水設備設置工事負担金	令和8年度	27,000
送水・配水管布設工事	令和8年度	2,500,000
配水管布設工事(災害復旧)	令和8年度	3,500,000
浄水発生汚泥収集運搬・処分業務	令和8年度	161,000
浄水用薬品購入経費	令和8年度	244,000
水道週間行事企画・運営業務	令和8年度	8,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,958,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	1,521,000			



(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,811,884千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、228,000千円と定める。

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第12号

**令和7年度新潟市病院事業会計予算**

(総則)

第1条 令和7年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

676床 一般病床 652床

精神病床 16床

感染症病床 8床

(2) 年間患者数

入院患者 208,900人

外来患者 242,000人

(3) 主要な建設改良事業

院内照明LED化事業 1,070,000千円

コージェネレーション設備更新事業 512,500千円

医療情報システム更新事業 2,145,000千円

市民病院器械備品購入 823,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	28,850,796
第1項 医業収益	25,228,679
第2項 医業外収益	3,622,117

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	30,188,363
第1項 医業費用	29,732,071
第2項 医業外費用	440,602
第3項 特別損失	14,690
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額720,661千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,242千円及び過年度損益勘定留保資金712,419千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	5,575,846
第1項 企業債	4,578,800
第2項 負担金交付金	997,046

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	6,296,507
第1項 建設改良費	4,590,274
第2項 企業債償還金	1,706,233

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	4,578,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,118,191千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	医療情報システム	1 式
器 械 備 品	血管造影X線診断装置	1 式
器 械 備 品	内視鏡カメラシステム	1 式

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 13 号

### 新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 12 条の 4 第 3 項の内閣府令で定める基準に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的等)

第 2 条 この条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第 3 条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第 4 条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の

人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。



(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備)

第15条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条

並びに第19条第1項及び第2項において同じ。)を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(5) 少年(法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。)の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。

(6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む。以下この号において同じ。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

(7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

(8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設ける

こと。

(12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽<sup>きんかん</sup>に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第19条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設(前項に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。)に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
  - (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
  - (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
  - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ

ならない。

- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- 6 一時保護施設は、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)



第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必

要な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第32条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第15条の規定は適用せず、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第77号。次項において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。)第56条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日(次項において「経過措置期限」という。)まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第57条及び第64条の規定を準用する。

4 市は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、経過措置期限を令和11年3月31日まで延

長することができる。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

- 5 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

議案第 14 号

**新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部改正について**

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例**

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 1 のうち 1 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

**新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部改正について**

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部を改正する条例**

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成 16 年新潟市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 石の項中「160 円」を「175 円」に、「60 円」を「65 円」に、「120 円」を「130 円」に、「3,610 円」を「3,940 円」に、「7,230 円」を「7,895 円」に、「723 円」を「789 円」に改め、同表砂利の項中「180 円」を「195 円」に改め、同表かき込み砂利の項中「160 円」を「175 円」に改め、同表土砂の項中「140 円」を「150 円」に改め、同表その他のものの項を次のように改める。

その他のもの	その都度市長が定める額
--------	-------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき採取料について適用し、同日前に徴収すべき採取料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

### 新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第 1 条 新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 2 項第 1 号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 3 項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

第 14 条の 2 第 4 項中「同項の規定」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定」に改め、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の5第3項中「第1項」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日及び休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務の時間等を考慮して人事委員会規則で定める場合にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額に適用する。

第23条第3項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「1



00分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の125」に改める。

第25条中「及び第14条の4」を削る。

第32条第1項ただし書中「及び住居手当」を削る。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「、第21条及び第23条」を「及び第21条」に改め、「、第22条」を削り、同条第2項中「及び第22条第2項」を「、第22条第2項」に改め、「第21条において準用する場合を含む。）」の次に「及び第23条第3項第1号（新潟市教育職員給与条例第22条において準用する場合を含む。）」を加え、「100分の127.5」を「100分の125」に、「「100分の175」と」を「「100分の95」と、給与条例第23条第3項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第17条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の表第25条の項中「及び第14条の4」を削る。

議案第 17 号

**新潟市教育職員給与条例の一部改正について**

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例**

新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「、第 12 条及び第 15 条」を「及び第 12 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「、第 12 条及び第 15 条」を「及び第 12 条」に改める。

議案第18号

**新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正について**

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例**

(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年新潟市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第4条の5第2項中「前項の規定による」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に、「前項の規定に準じて」を「同項の規定に準じて」に改める。

第9条の2第2項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条第1項中「、第4条の4」を削る。

(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(令和4年新潟市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第4条の4」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 19 号

**新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正について**

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例**

(新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「前項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項」に改める。

第 15 条第 2 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「週休日又は休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 26 条第 1 項中「、第 8 条」を削る。

(新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 4 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第8条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

### 新潟市旅費条例の一部改正について

新潟市旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市旅費条例の一部を改正する条例

新潟市旅費条例（昭和 32 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額又はその実費額」を「宿泊に要する費用の実費に相当する額」に改める。

第 9 条中「又は宿泊料」を削る。

第 17 条第 1 項を次のように改める。

宿泊料の額は、原則として、別表のうち 1 の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める宿泊料の額を上限とする。ただし、東京都その他の地域の実情を勘案して規則で定める地域に宿泊する場合は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）第 9 条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額を上限とする。

第 17 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 職員が宿泊場所を指定された場合及び職員が一の宿泊場所のあつせんを受けた場合（指定され、又はあつせんを受けた宿泊場所に宿泊しない場合を除く。）であつて、その宿泊料の額が前項に規定する上限を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該宿泊料の全額を支給する。

第 20 条中「宿泊料定額」を「宿泊料上限額」に改める。

別表のうち 1 の表中

「 宿泊料 を 「 宿泊料の上限額 に改める。  
（1 夜につき） 」 （1 夜につき） 」



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

### 新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員退職手当支給条例（昭和 2 8 年新潟市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第 3 項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第 5 項中「附則第 2 条第 1 項」を「附則第 2 条」に改める。

附則第 9 項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条」に改める。

附則第 1 0 項中「附則別表第 1 」を「附則別表」に改める。

附則第 1 1 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2 」に、「第 6 3 条第 2 項」を「第 5 0 条の 1 0 第 2 項」に改める。

附則第 2 0 項に見出しとして「（失業者の退職手当に係る給付日数の延長に関する暫定措置）」を付し、同項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 2 1 項の前に見出しとして「（定年の引上げに伴う経過措置）」を付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第8条の改正規定及び附則第20項の改正規定（見出しを加える部分を除く。）

並びに次項の規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市職員退職手当支給条例第8条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新潟市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第2号に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 22 号

### 新潟市音楽文化会館条例の一部改正について

新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市音楽文化会館条例（昭和 52 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

（単位 円）

ホール等		ホール	大練習室	中練習室	小練習室
区分					
平日	午前	11,700	1,820	1,430	910
	午後	19,500	3,120	2,210	1,430
	夜間	27,300	4,160	3,120	2,210
	全日	53,300	8,320	6,240	4,160
休日・ 土曜日	午前	16,900	2,730	2,210	1,300
	午後	23,400	4,550	3,250	2,210
	夜間	35,100	6,240	4,550	2,860
	全日	70,200	12,350	9,490	6,240

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 改正後の新潟市音楽文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

### (適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市音楽文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 23 号

### 新潟市市民活動支援センター条例の一部改正について

新潟市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

新潟市市民活動支援センター条例（平成 16 年新潟市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1」を「新潟市中央区西堀前通 6 番町 905 番地」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第 3 条 センターを利用することができるものは、市民公益活動を行い、又は行おうとするものとする。ただし、市長がセンターを利用することが適当でないと認める場合は、利用させないことができる。

第 4 条から第 9 条までを削る。

第 10 条中「有料施設利用者及びセンター入館者（以下「利用者等」という。）」を「センターの入館者」に改め、同条第 1 号中「持ち込むこと。」を「持ち込む行為」に改め、同条第 2 号中「をすること。」を削り、同条第 3 号を次のように改める。

（3） 火気の使用

第 10 条第 4 号中「損傷すること。」を「損傷する行為」に改め、同条第 6 号中「金品の寄付募集をすること。」を「金品の寄付募集その他これらに類する行為」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為

第10条に次の1項を加える。

2 市長は、センターに入館しようとするものが前項各号に掲げる行為をするおそれがあると認められる場合、入館を禁じることができる。

第10条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(許可の条件)

第5条 市長は、前条第1項ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）に、センターの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

第11条第1項中「利用の許可」を「許可」に改め、同項第1号中「又はこの条例に基づく規則」を削り、同項第2号中「この条例の規定による」を削り、同条第2項中「利用者等」を「センターの入館者」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「利用者等」を「センターの入館者」に改め、同条を第7条とし、第13条を第8条とし、第14条を第9条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 24 号

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について**

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例**

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表江南区の項中「新潟市江南区亀田新明町 1 丁目 2 番 29 号」を「新潟市江南区亀田新明町 1 丁目 2 番 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 25 号

**新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について**

新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項及び第 10 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 6 条第 1 項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 21 条第 2 項中「当該入所者の」を「その」に、「、若しくは」を「又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第 25 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 26 条第 1 項中「更生計画を」を「個別支援計画を」に、「当該更生計画」を「こ

れ」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

(新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第148条第1項、第183条第1項並びに第190条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第11条 新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第130条第1項、第167条第1項並びに第174条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年新潟市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 26 号

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項及び第 57 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 67 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書中「入所させる施設にあつて栄養士」を「入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士」に、「委託する施設にあつて」を「委託する施設にあつては」に改め、同条第 12 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 81 条第 1 項、第 91 条第 1 項及び第 99 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書、同項第 3 号及び同条第 7 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書、同項第4号及び同条第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附則第4条第3項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条中新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

**新潟市旅館業法施行条例及び新潟市公衆浴場法施行条例の一部改正について**

新潟市旅館業法施行条例及び新潟市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市旅館業法施行条例及び新潟市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例**

(新潟市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 新潟市旅館業法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号エ（エ） a（c）中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(新潟市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟市公衆浴場法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号ウ（ウ）中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

第 1 編 関係条例の一部改正

(新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 12 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 15 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市吏員恩給条例の一部改正)

第 3 条 新潟市吏員恩給条例（昭和 30 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 7 条第 2 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 8 条中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改める。



第 1 1 条第 3 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附則第 1 5 条第 1 項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市職員退職年金等支給条例の一部改正)

第 4 条 新潟市職員退職年金等支給条例（昭和 3 0 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市給与条例の一部改正)

第 5 条 新潟市給与条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市表彰条例の一部改正)

第 6 条 新潟市表彰条例（昭和 3 8 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 7 条 新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第 8 条 新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 4 7 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号、第 7 条第 1 項第 1 号ア及びイ、第 8 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 9 条第 1 項第 1 号並びに第 1 1 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第9条 新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市屋外広告物条例の一部改正）

第10条 新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第11条 新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成9年新潟市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第86条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部改正）

第12条 新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例（平成17年新潟市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第33条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市中心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第13条 新潟市中心身障害者扶養共済制度条例（平成18年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正）

第14条 新潟市中央卸売市場業務条例（令和2年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第3号イ、第17条第5項第2号、第25条第4項第2号及び第39条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第15条 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新潟市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第16条 新潟市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 第2編 経過措置

### 第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第17条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第18条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁

錮に処せられた者とみなす。

## 第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第5項、第12条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第15条第4項並びに新潟市職員退職手当支給条例第15条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新潟市給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の新潟市給与条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## 第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第21条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

議案第 29 号

### 新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部改正について

新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

新潟市ラブホテル建築等規制条例（昭和 59 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 3 条の規定による届出」を「第 3 条の規定による申出」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 12 条第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項の規定による申出をせず、又は虚偽の申出をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2） 第 13 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日

（経過措置）

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 30 号

### 新潟市漁港管理条例及び新潟市風致地区条例の一部改正について

新潟市漁港管理条例及び新潟市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市漁港管理条例及び新潟市風致地区条例の一部を改正する条例

(新潟市漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 新潟市漁港管理条例（昭和 45 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 2 条第 3 項中「又は占有者」を「若しくは占有者」に改める。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

第 5 条及び第 6 条 削除

第 12 条第 1 項前段中「甲種漁港施設を」を「甲種漁港施設（水域施設を除く。）を」に、「当該甲種漁港施設」を「当該施設」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「甲種漁港施設」の次に「（水域施設を除く。）」を加え、「当該甲種漁港施設」を「当該施設」に改め、同条第 5 項中「1 年」を「10 年」に改める。

第 13 条第 1 項中「甲種漁港施設」の次に「（水域施設を除く。）」を加え、「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項本文を次のように改める。

使用料等は、市長の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

第 13 条第 4 項ただし書中「利用者の責に」を「利用者の責めに」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 許可期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料等については、当

該年度分をその年度の始めに徴収する。

第13条の次に次の1条を加える。

(土砂採取料等)

第13条の2 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りではない。

2 前項の規定による土砂採取料等の徴収については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

第14条中「甲種漁港施設又は当該甲種漁港施設に定着する工作物を」を削る。

第18条第1号中「第5条第1項又は」を削り、同条第3号中「第5条第1項の承認又は」を削る。

第19条第1項中「第5条第1項の承認又は」を削る。

第20条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(過怠金)

第22条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

別表のうち2の表備考に次のように加える。

4 期間が1月未満の占用料の額は、それぞれ算出した額に、1.1を乗じて得た

額とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条の2関係）

区分	土砂採取料等の額（円）
土砂採取料	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成16年新潟市条例第91号）別表第3の規定を準用する額
水面占用料	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例別表第2の規定を準用する額
土地占用料	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例別表第1の規定を準用する額

備考

- 1 期間が1月未満の水面占用料又は土地占用料の額は、それぞれ算出した額に、  
1.1を乗じて得た額とする。
- 2 水域内の底地を含めた水面の占用の場合は、土地占用料の区分を適用し、占用料の額を算出する。

（新潟市風致地区条例の一部改正）

第2条 新潟市風致地区条例（平成16年新潟市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



議案第 31 号

### 新潟市水道法施行条例の一部改正について

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例

新潟市水道法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （2） 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （3） 学校教育法による短期大学（専門職大学前期課程（同法による専門職大学の前期課程をいう。以下同じ。）を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した

ものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に

規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

**新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定により、新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約**

新潟市及び阿賀町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

別表のうち、3（1）及び（2）の表を次のように改める。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
福祉	少子高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携して、福祉の充実に取り組む。	甲と連携して、福祉の充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	公共施設の相互利用等による教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
地域振興	地域の観光資源の開発や商店街の活性化等に取り組む。	乙と連携して、地域振興に取り組む。	甲と連携して、地域振興に取り組む。
災害対策	災害時の連携体制の構	乙と連携して、災	甲と連携して、災

	築や防災・減災施策の 推進に取り組む。	害対策に取り組 む。	害対策に取り組 む。
--	------------------------	---------------	---------------

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワ ークの確保や利便性向 上に取り組む。	乙と連携して、地 域公共交通の充実 に取り組む。	甲と連携して、地 域公共交通の充実 に取り組む。
地域内外の住民 との交流・移住 促進	圏域の魅力の効果的な 発信等により、東京圏 等からの移住・定住の 促進に取り組む。	乙と連携して、移 住・定住の促進に 取り組む。	甲と連携して、移 住・定住の促進に 取り組む。

附 則

この連携協約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 33 号

**市道路線の認定及び廃止について**

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	北 3 ー 1 3 1 号線	新潟市北区新元島町 4000 番 126 地先	新潟市北区新元島町 4000 番 135 地先
		新潟市北区新元島町 4000 番 144 地先	
2	豊栄 1 ー 4 5 5 号線	新潟市北区葛塚字南川岸 5008 番地先	新潟市北区葛塚字南川岸 5023 番地先
		新潟市北区葛塚字南川岸 5027 番地先	
3	東 3 ー 6 8 5 号線	新潟市東区中木戸 355 番 54 地先	新潟市東区中木戸 288 番 3 地先
		新潟市東区中木戸 355 番 38 地先	
4	東 3 ー 6 8 6 号線	新潟市東区松崎一丁目 60 番 18 地先	新潟市東区松崎一丁目 60 番 20 地先
		新潟市東区松崎一丁目 60 番 1 地先	
5	南 7 ー 4 3 3 号線	新潟市江南区曾川字下割乙 264 番 1 地先	新潟市江南区曾川字下割 乙 265 番 3 地先
		新潟市江南区曾川字下割乙 148 番 6 地先	
5	南 7 ー 4 3 4 号線	新潟市江南区曾川字下割乙 152 番 1 地先	新潟市江南区曾川字下割 乙 150 番 5 地先
		新潟市江南区曾川字下割乙 148 番 4 地先	
5	南 7 ー 4 3 5 号線	新潟市江南区曾川字下割乙 264 番 1 地先	新潟市江南区曾川字下割 乙 264 番 1 地先
		新潟市江南区曾川字下割乙 264 番 1 地先	
6	西 2 ー 3 1 0 号線	新潟市西区五十嵐一の町 6764 番 68 地先	新潟市西区五十嵐一の町 6764 番 71 地先
		新潟市西区五十嵐一の町 6769 番 18 地先	
6	西 4 ー 2 0 4 号線	新潟市西区坂井字村上 756 番 6 地先	新潟市西区坂井字村上 762 番 1 地先
		新潟市西区坂井 3954 番地先	

図 面	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
7	西 5 - 2 8 6 号線	新潟市西区小針一丁目 1139 番 11 地先	新潟市西区小針一丁目 1139 番 118 地先
		新潟市西区小針一丁目 1139 番 114 地先	
7	西 5 - 2 8 7 号線	新潟市西区小針一丁目 1139 番 6 地先	新潟市西区小針一丁目 1139 番 6 地先
		新潟市西区小針一丁目 1139 番 6 地先	
7	西 5 - 2 8 8 号線	新潟市西区小針一丁目 1139 番 58 地先	新潟市西区小針一丁目 1139 番 52 地先
		新潟市西区小針一丁目 1139 番 47 地先	
7	西 5 - 2 8 9 号線	新潟市西区小針一丁目 1139 番 79 地先	新潟市西区小針一丁目 1139 番 73 地先
		新潟市西区小針一丁目 1139 番 70 地先	
8	西 5 - 2 9 0 号線	新潟市西区坂井東一丁目 2664 番 1 地先	新潟市西区坂井東一丁目 2688 番 1 地先
		新潟市西区坂井東一丁目 2688 番 7 地先	
9	西 7 - 1 7 3 号線	新潟市西区小新流通東 8 番地先	新潟市西区小新流通東 7 番地先
		新潟市西区小新流通東 7 番地先	
9	西 7 - 1 7 4 号線	新潟市西区小新流通東 7 番地先	新潟市西区小新流通東 6 番地先
		新潟市西区小新流通東 2 番地先	
9	西 7 - 1 7 5 号線	新潟市西区流通センター一丁目 8 番地先	新潟市西区小新流通東 15 番地先
		新潟市西区小新流通東 10 番地先	
1 0	岩室 1 - 5 4 8 号線	新潟市西蒲区和納字三田 2466 番 3 地先	新潟市西蒲区和納字三田 2466 番 8 地先
		新潟市西蒲区和納字三田 2466 番 12 地先	
1 1	卷 1 - 6 号線	新潟市西蒲区山島 6018 番 2 地先	新潟市西蒲区山島 6018 番 2 地先
		新潟市西蒲区山島 6018 番 2 地先	
1 1	卷 1 - 4 6 号線	新潟市西蒲区巻東町 1736 番地先	新潟市西蒲区巻東町 1736 番地先
		新潟市西蒲区巻東町 1737 番地先	
1 1	卷 1 - 6 0 号線	新潟市西蒲区漆山字四十歩割 8493 番 1 地先	新潟市西蒲区漆山字四十 歩割 8777 番 1 地先
		新潟市西蒲区山島 6011 番地先	

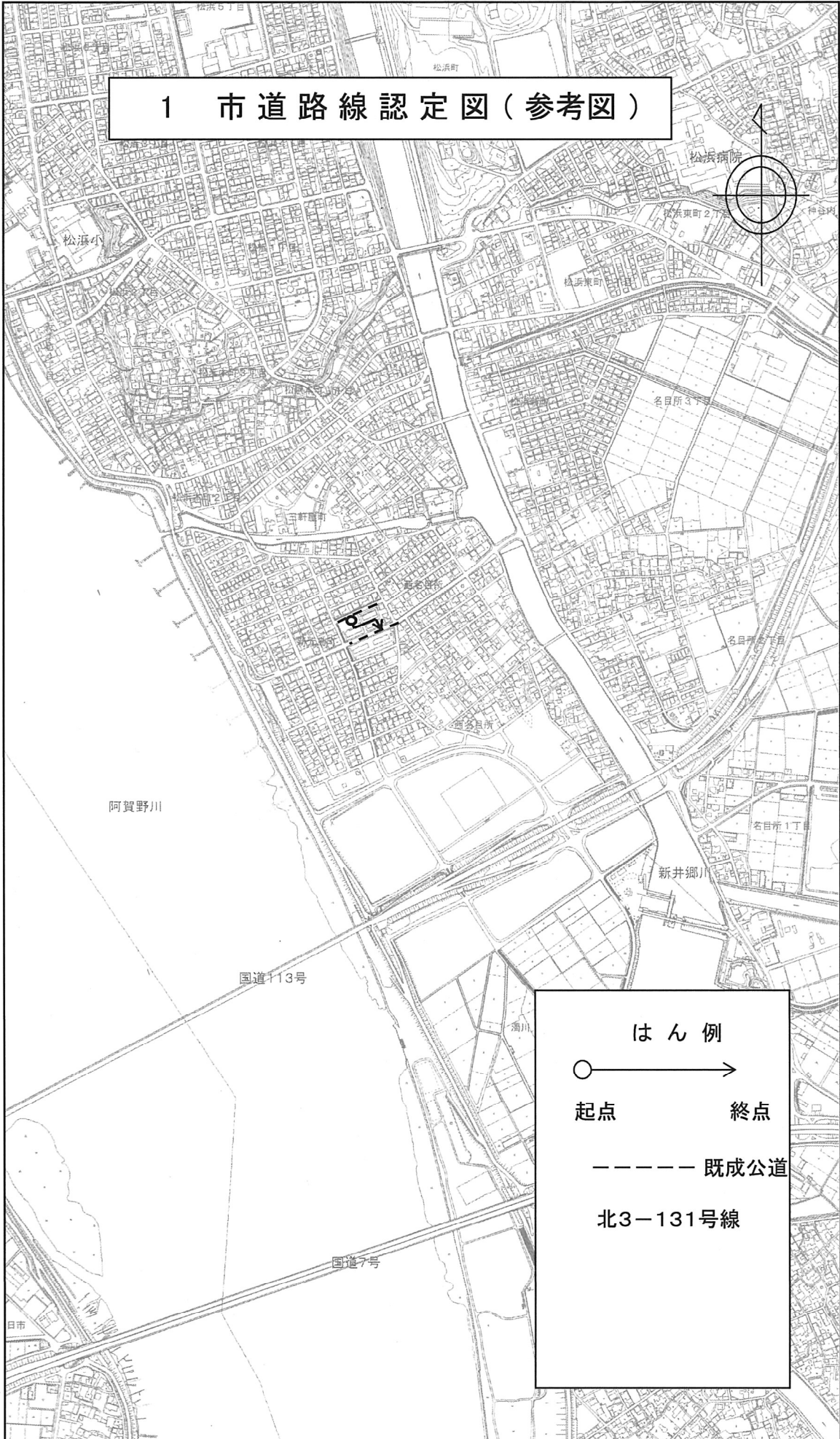


図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1	卷 1 - 4 7 8 号線	新潟市西蒲区山島 6003 番地先	新潟市西蒲区山島 6001 番 地先
		新潟市西蒲区山島字居掛 36 番地先	
1 1	卷 1 - 4 7 9 号線	新潟市西蒲区漆山字上田 9291 番地先	新潟市西蒲区漆山字上田 9221 番地先
		新潟市西蒲区山島 6025 番地先	
1 1	卷 1 - 4 8 0 号線	新潟市西蒲区山島 6025 番地先	新潟市西蒲区山島 6025 番 地先
		新潟市西蒲区柿島 3507 番地先	
1 2	西川 2 - 3 5 4 号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 467 番 1 地先	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 464 番 1 地先
		新潟市西蒲区貝柄字貝柄 462 番 1 地先	
1 2	西川 2 - 3 6 2 号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 745 番 1 地先	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 730 番地先
		新潟市西蒲区貝柄字貝柄 697 番地先	
1 2	西川 2 - 3 8 4 号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 452 番 1 地先	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 441 番地先
		新潟市西蒲区升潟字袋ヶ島 5654 番 1 地先	

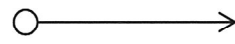
2 廃止する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 3	豊栄 1 - 4 5 5 号線	新潟市北区葛塚字南川岸 5039 番	県道新発田豊栄線 新井郷川
		新潟市北区川西一丁目 1925 番 1	
1 4	巻 1 - 6 号線	新潟市西蒲区漆山 8915 番 2 地先	新潟市西蒲区漆山 856 番 2 地先
		新潟市西蒲区漆山 856 番 2 地先	
1 4	巻 1 - 4 6 号線	新潟市西蒲区巻東町 1133 番地先	新潟市西蒲区漆山 674 番 地先
		新潟市西蒲区漆山 674 番地先	
1 4	巻 1 - 6 0 号線	新潟市西蒲区漆山 8798 番地先	新潟市西蒲区山島 423 番 地先
		新潟市西蒲区山島 423 番地先	
1 5	西川 2 - 3 5 4 号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 467 番 1 地先	新潟市西蒲区升潟字袋ヶ 島 5654 番 1 地先
		新潟市西蒲区升潟字袋ヶ島 5654 番 1 地先	
1 5	西川 2 - 3 6 2 号線	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 585 番 1 地先	新潟市西蒲区貝柄字貝柄 693 番地先
		新潟市西蒲区貝柄字貝柄 693 番地先	

# 1 市道路線認定図(参考図)



はん例



起点

終点

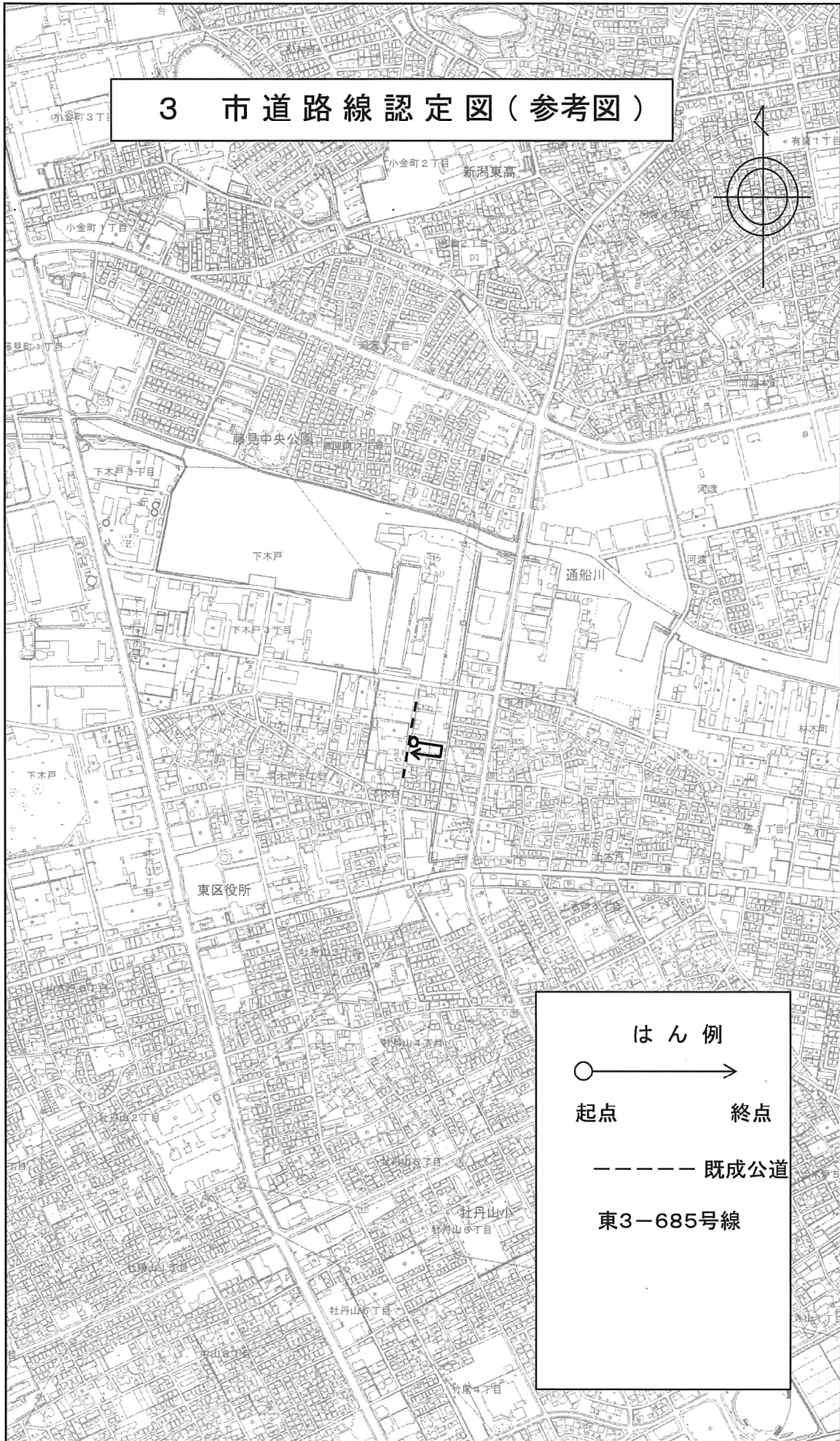
----- 既成公道

北3-131号線

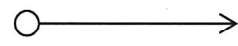
## 2 市道路線認定図(参考図)



### 3 市道路線認定図(参考図)



はん例



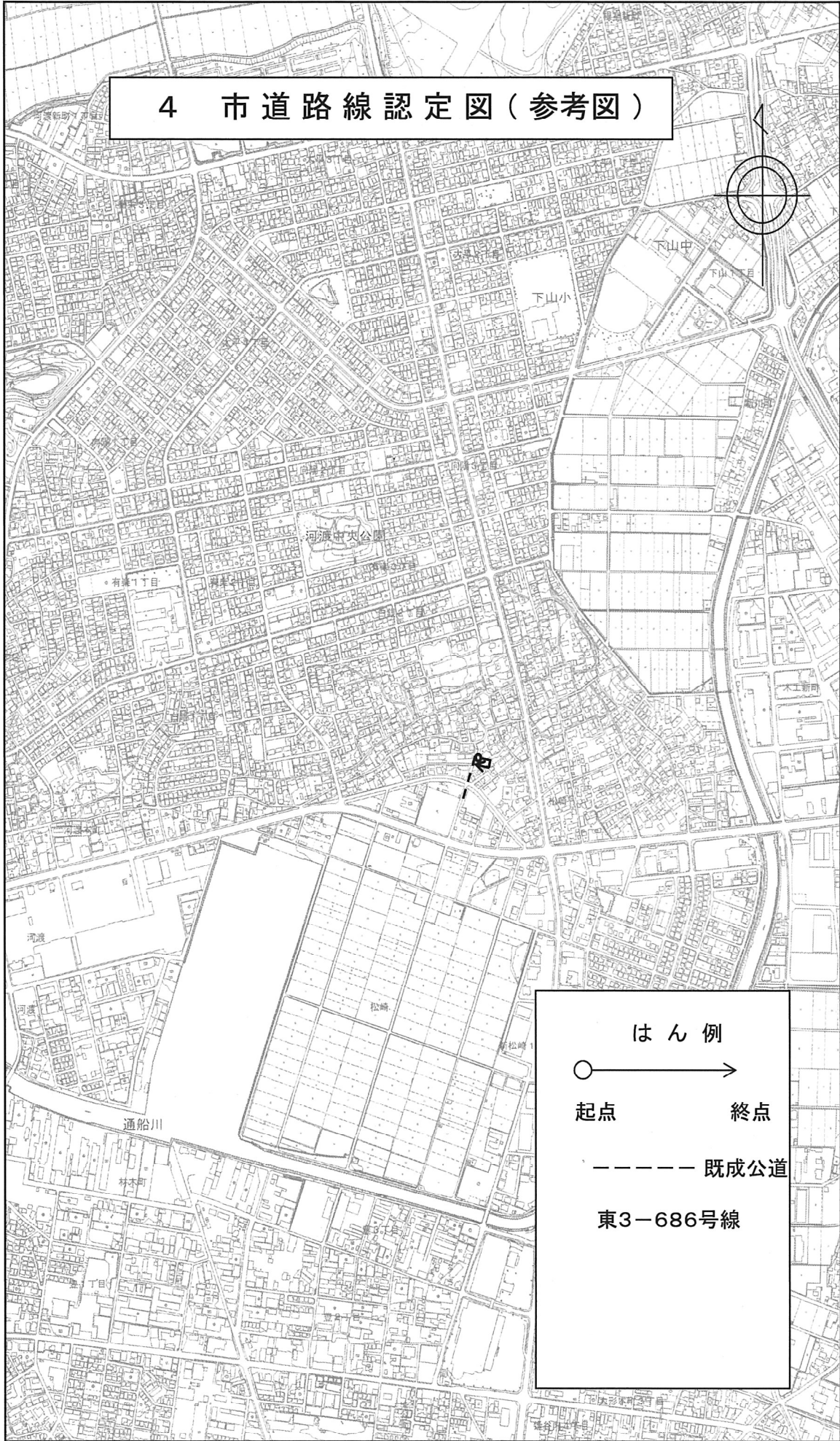
起点

終点

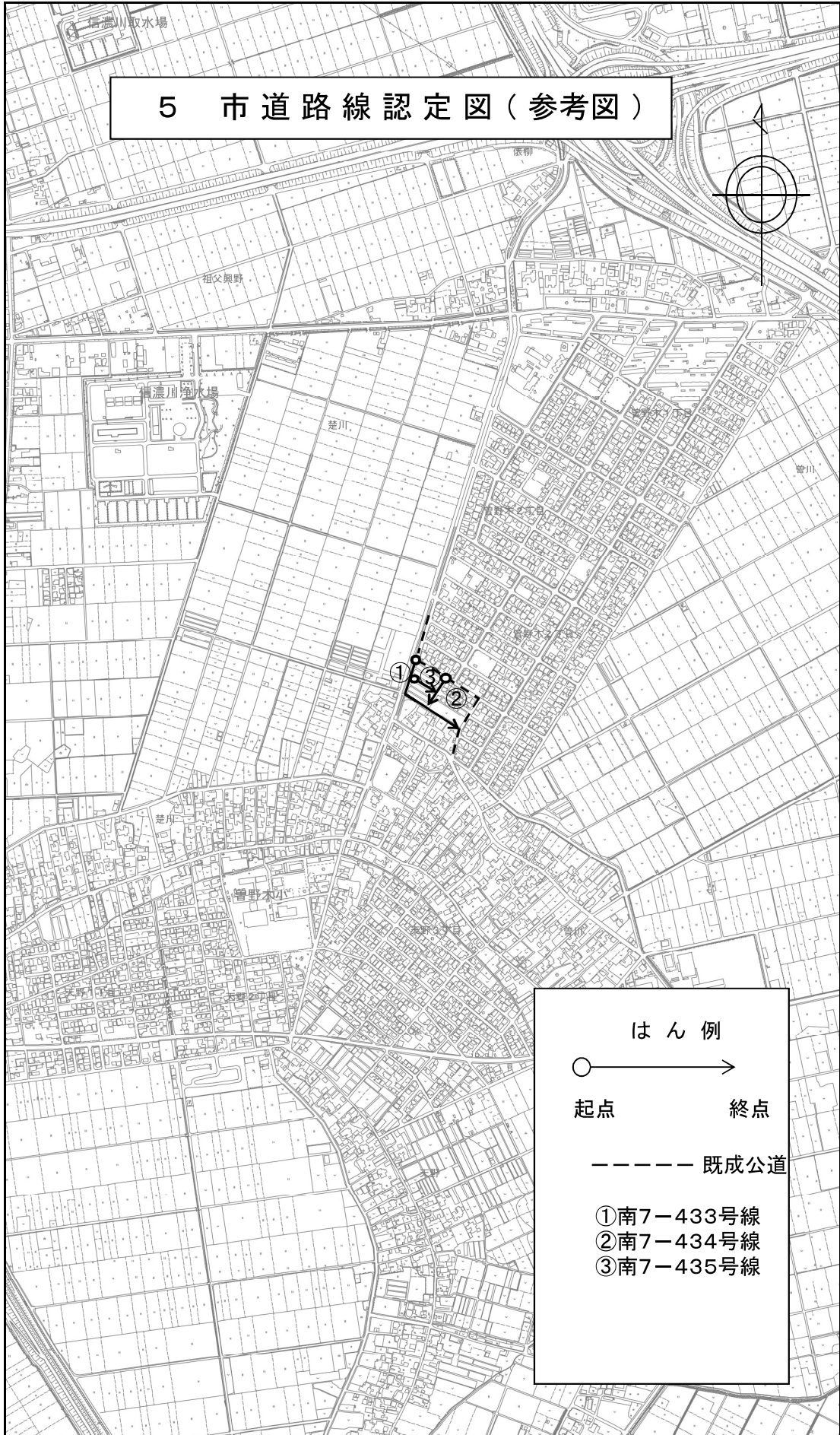
----- 既成公道

東3-685号線

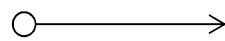
# 4 市道路線認定図（参考図）



# 5 市道路線認定図（参考図）



はん例



起点

終点

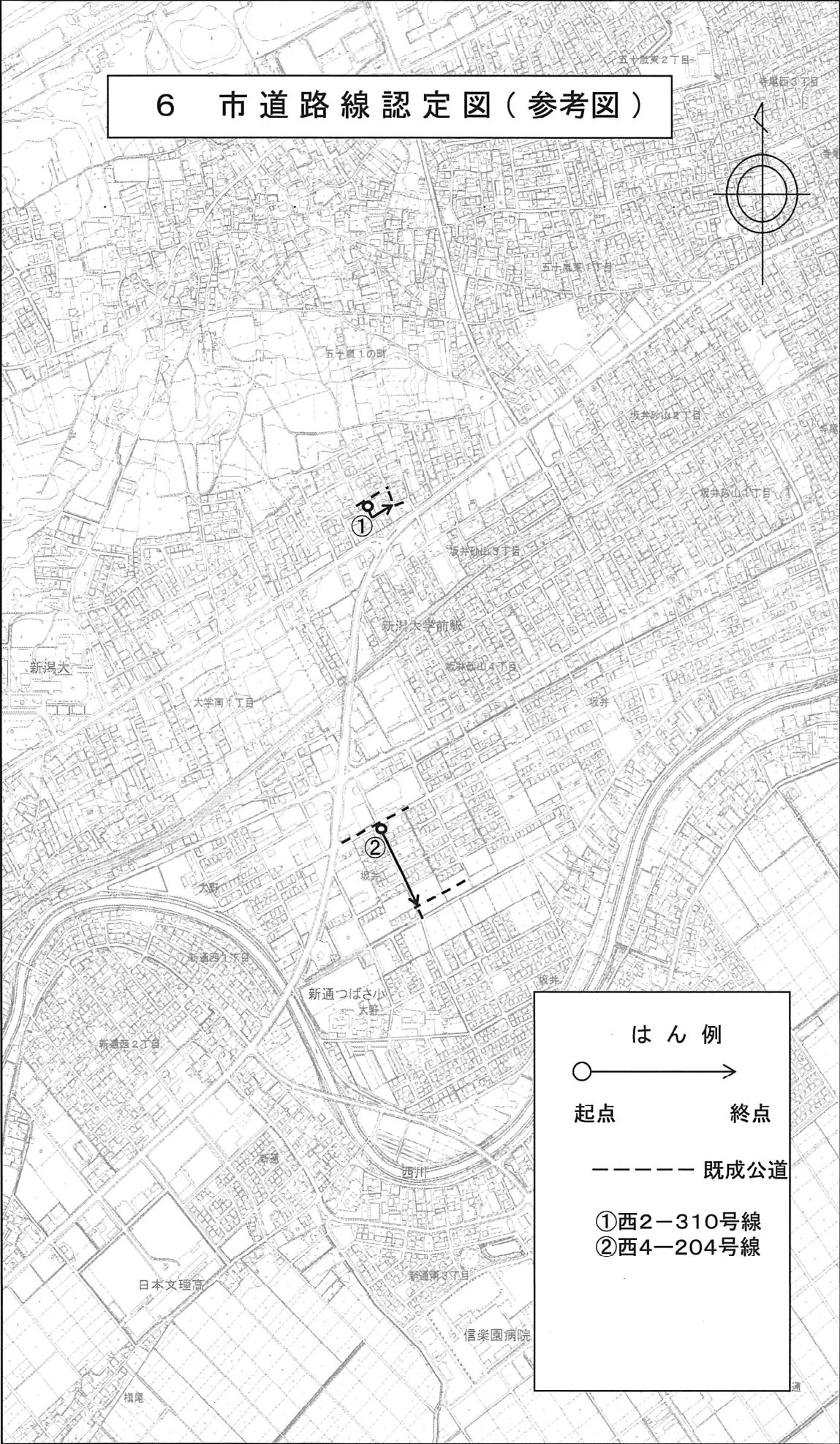
----- 既成公道

①南7-433号線

②南7-434号線

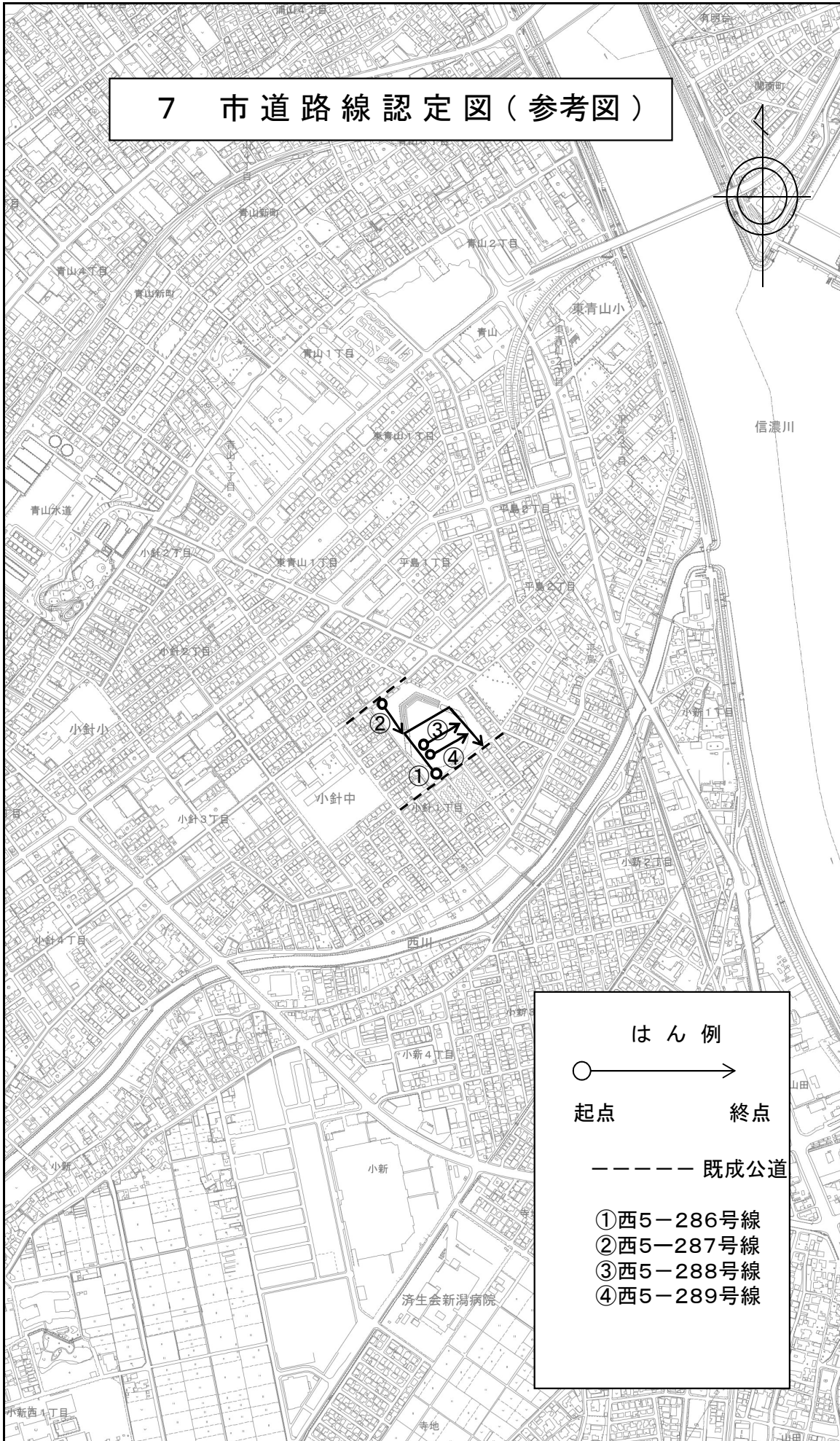
③南7-435号線

# 6 市道路線認定図（参考図）

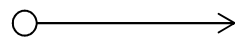




# 7 市道路線認定図（参考図）



はん例



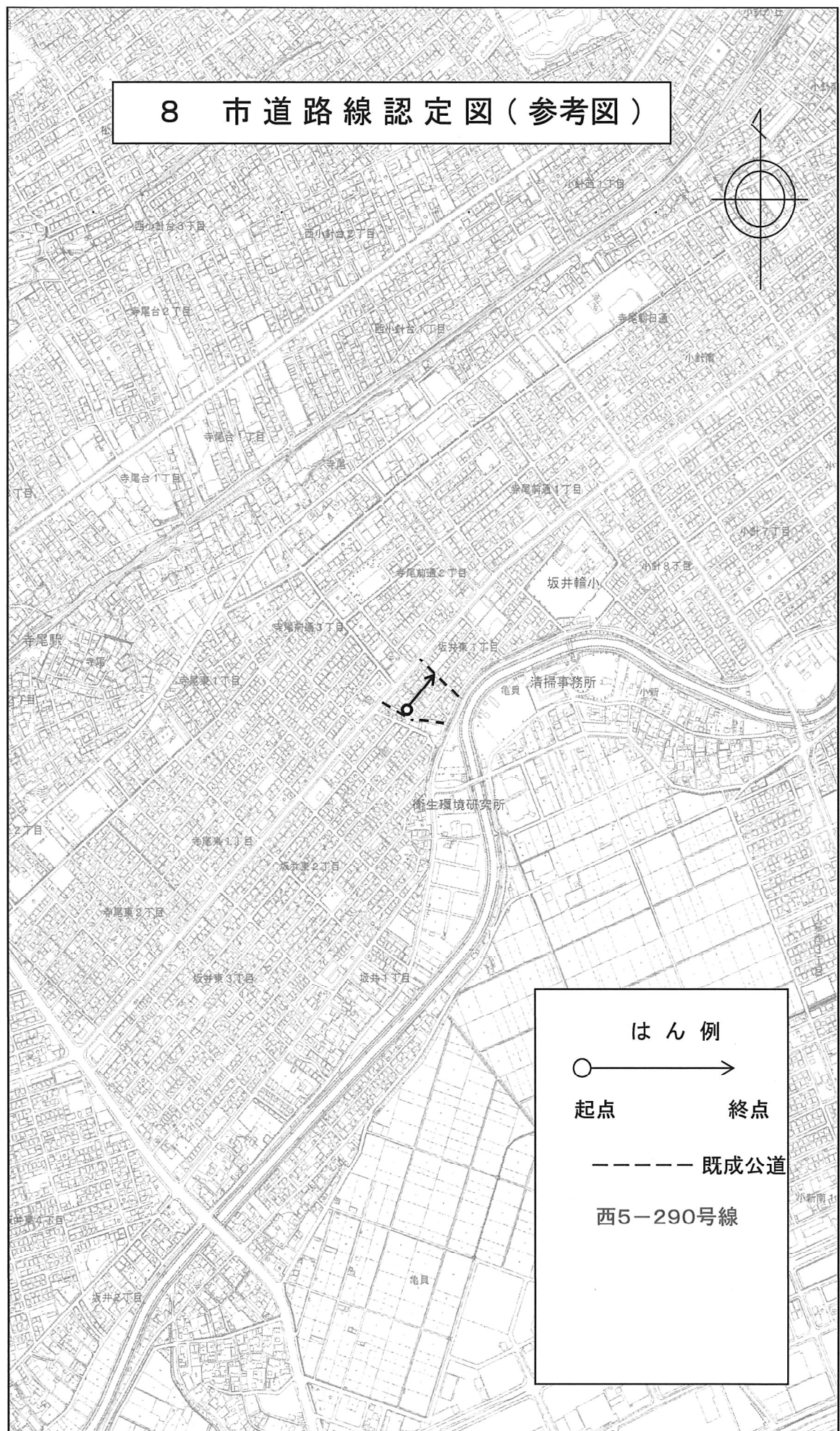
起点

終点

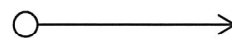
----- 既成公道

- ①西5-286号線
- ②西5-287号線
- ③西5-288号線
- ④西5-289号線

# 8 市道路線認定図(参考図)



はん例



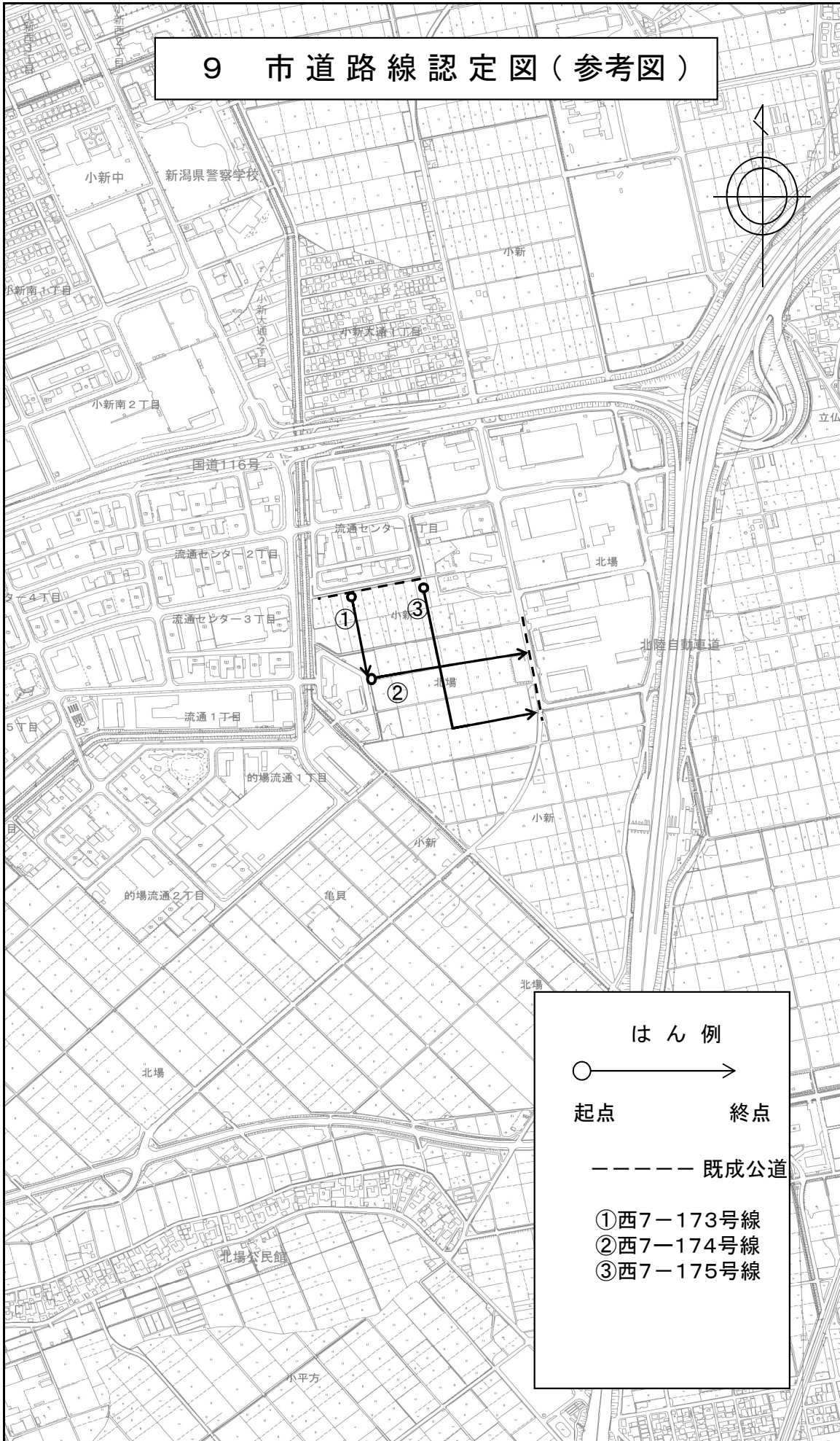
起点

終点

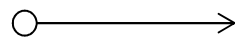
----- 既成公道

西5-290号線

# 9 市道路線認定図（参考図）



はん例



起点

終点

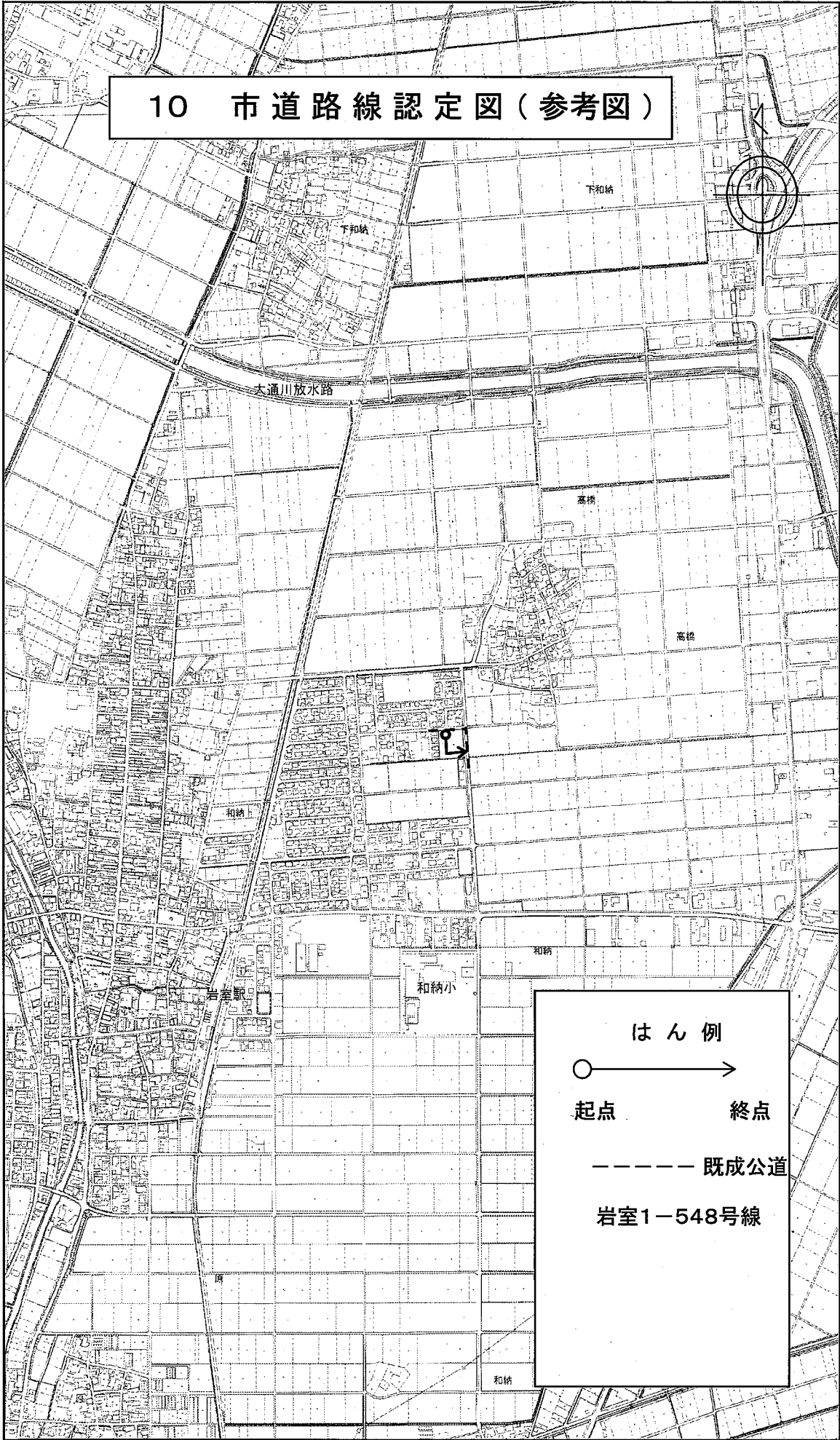
----- 既成公道

①西7-173号線

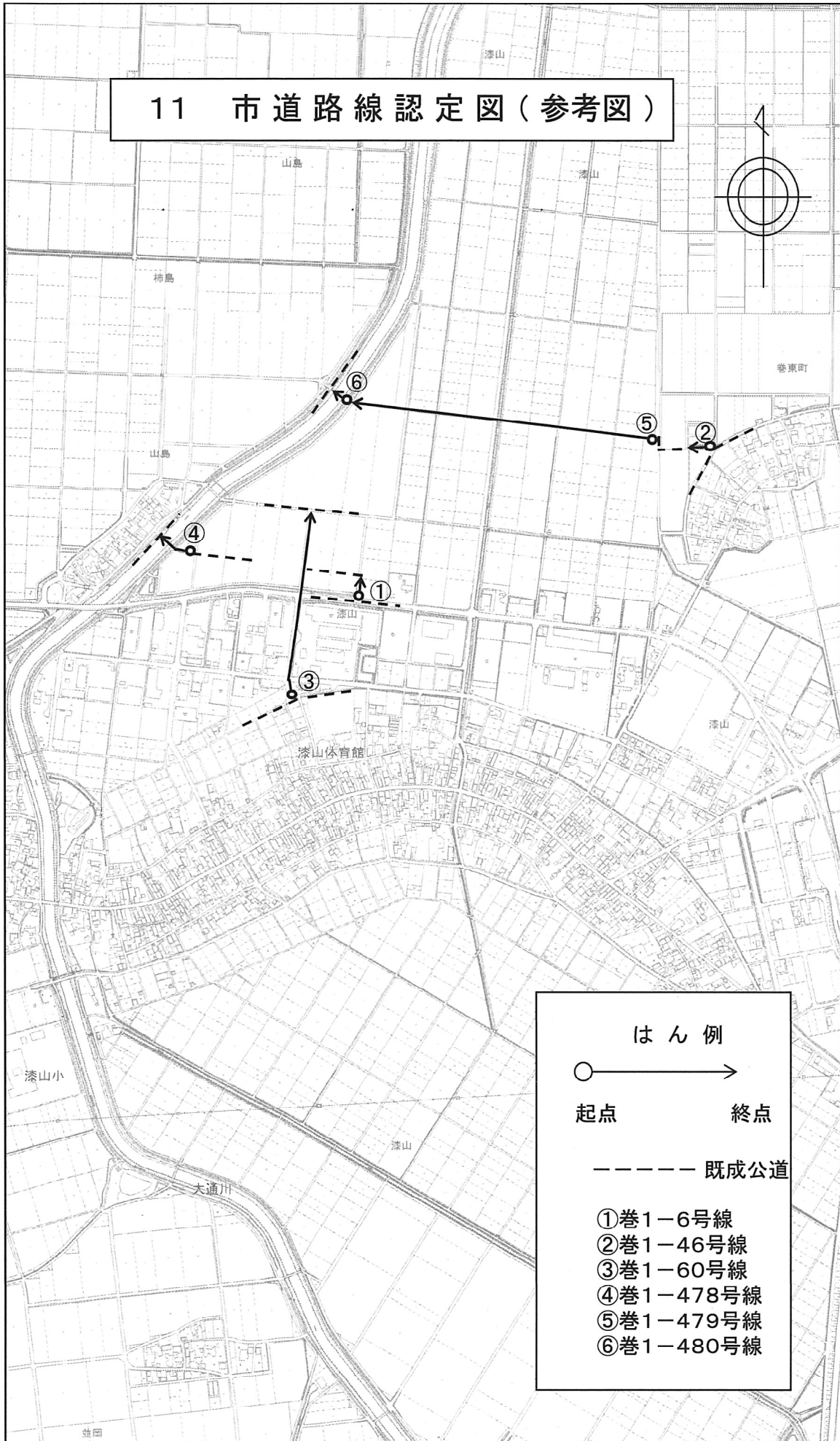
②西7-174号線

③西7-175号線

# 10 市道路線認定図(参考図)



# 11 市道路線認定図（参考図）



はん例



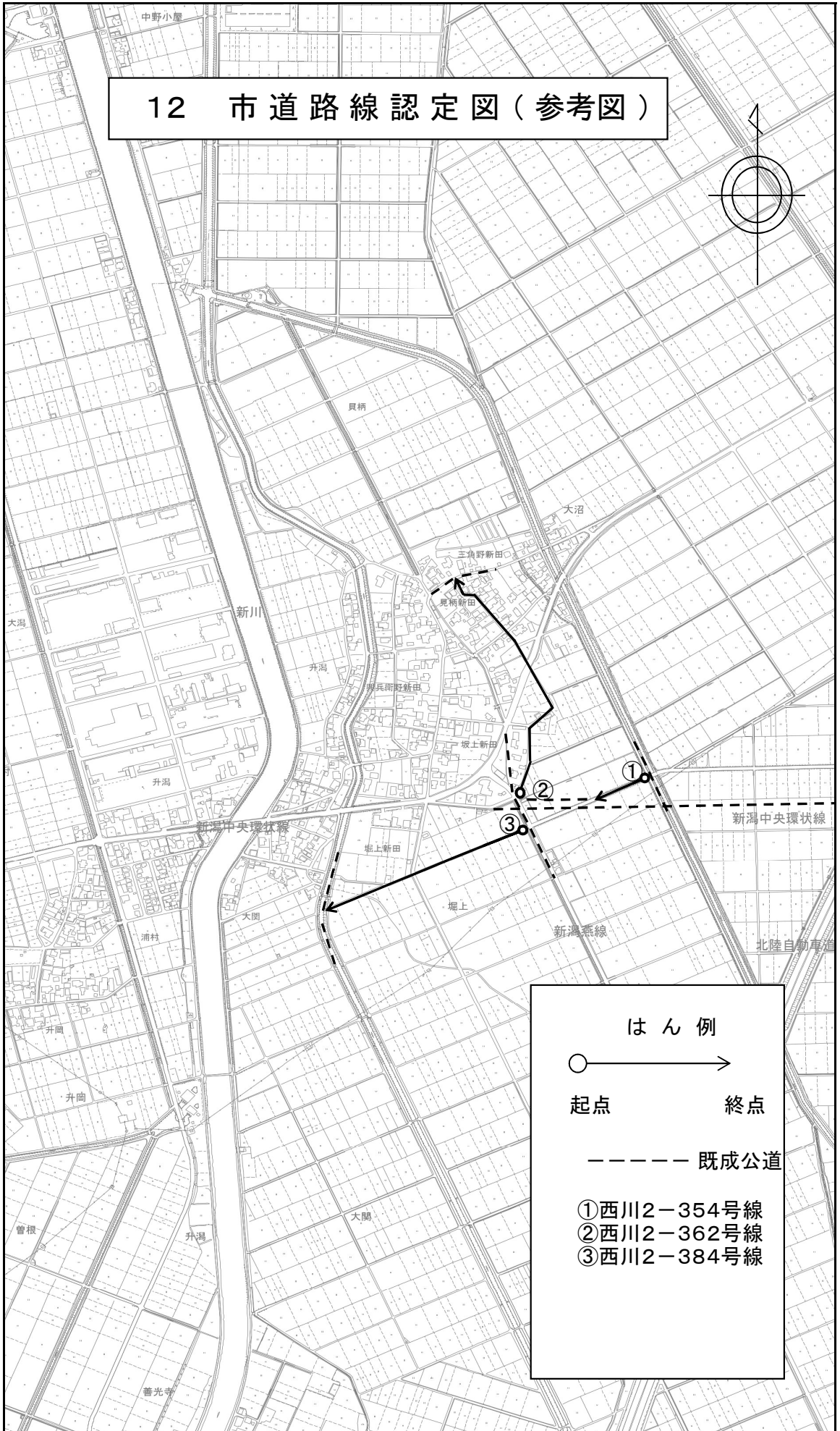
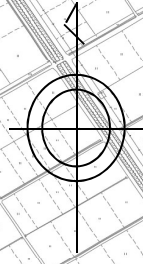
起点

終点

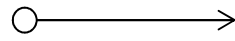
----- 既成公道

- ①巻1-6号線
- ②巻1-46号線
- ③巻1-60号線
- ④巻1-478号線
- ⑤巻1-479号線
- ⑥巻1-480号線

# 12 市道路線認定図（参考図）



はん例



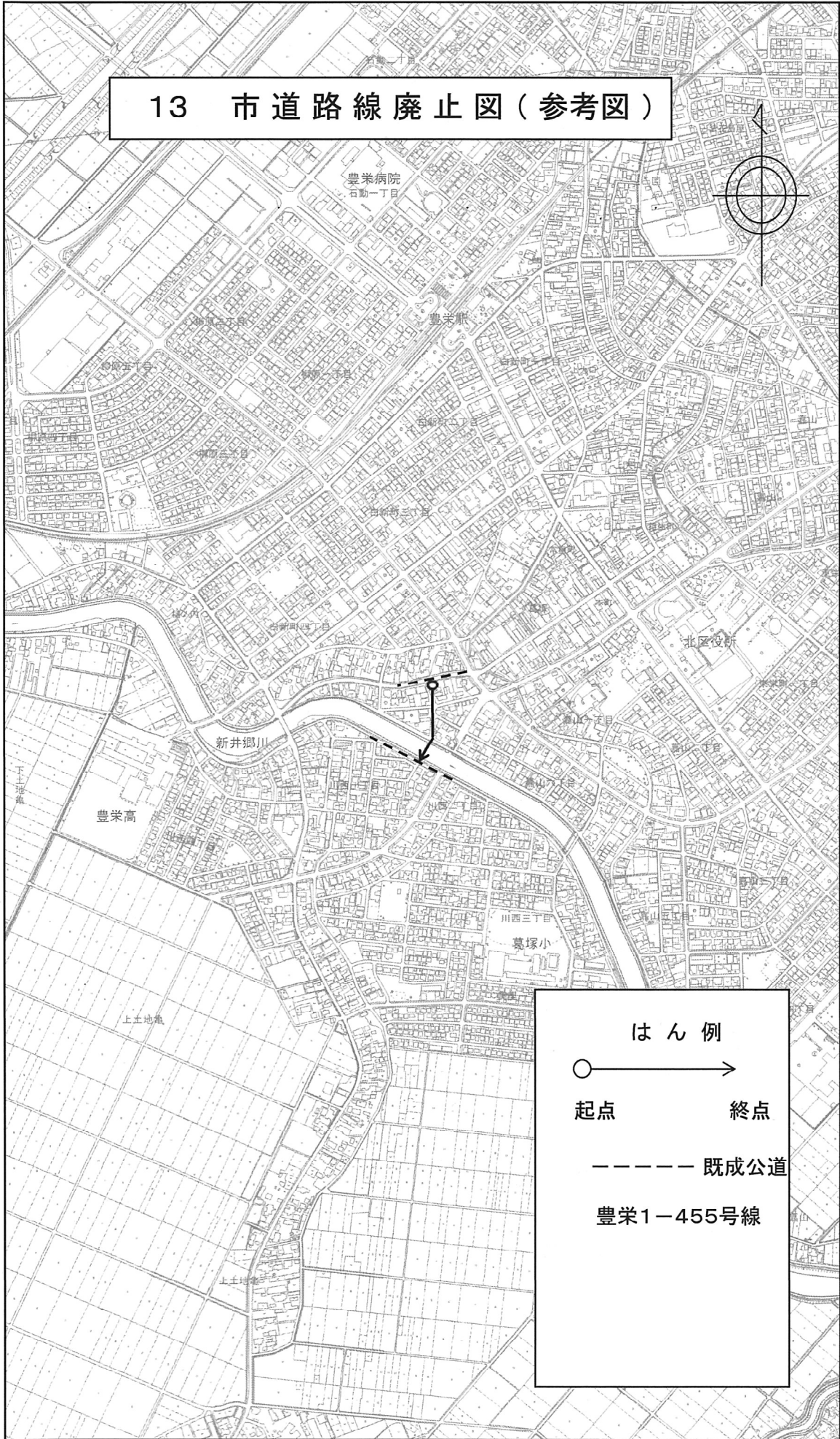
起点

終点

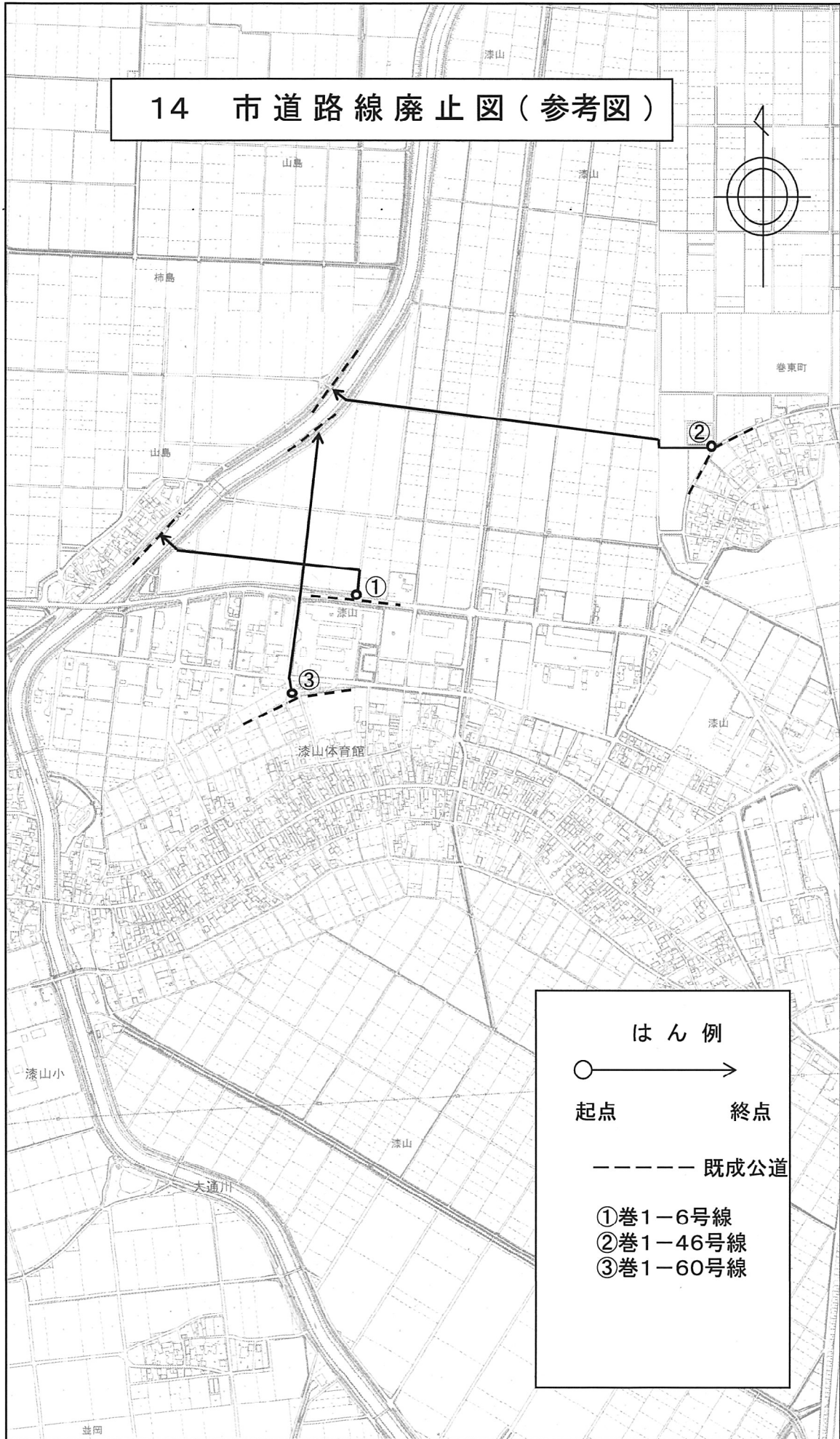
----- 既成公道

- ①西川2-354号線
- ②西川2-362号線
- ③西川2-384号線

# 13 市道路線廃止図（参考図）

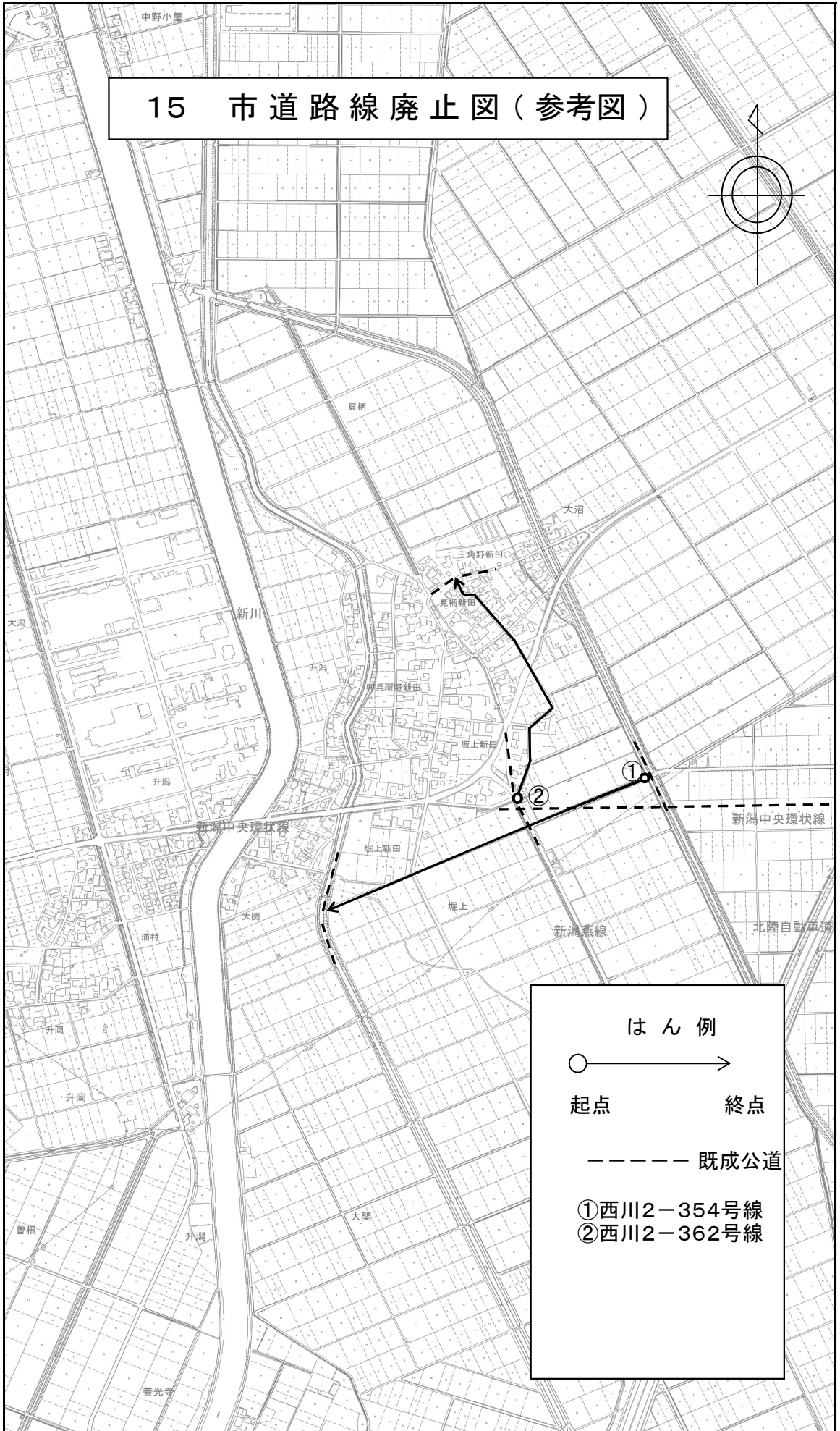


# 14 市道路線廃止図（参考図）





# 15 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ ———>

起点          終点

----- 既成公道

①西川2-354号線  
②西川2-362号線

議案第 34 号

**教育委員会委員の選任について**

次の者を教育委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

高橋 誠一

和田 有子

議案第 35 号

**農業委員会委員の選任について**

次の者を農業委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

田村 良雄

若林 清廣

成田 誠一

山岸 信一

田中 さとみ

虎澤 栄三

佐藤 英一

塩原 信子

高橋 潤一

野澤 栄

平原 大悟

江端 美春

大嶋 喜芳

草野 伸一

増井 勝

間宮 一

吉田 浩

本田 敏明

長井 範親

保科 豊秋

帶瀬 和幸

樋口 智

丸山 和秀

高橋 仁

議案第 36 号

**土地利用審査会委員の選任について**

次の者を土地利用審査会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

福井 万理子

本間 禎子

林 八寿子

岩瀬 昭雄

青山 浩子

小田 稔

根岸 睦人

議案第 37 号

**包括外部監査契約の締結について**

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 7 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区南出来島 1 丁目 10 番 18 号 6

氏名 植木 謙治

資格 公認会計士